

税

所得税、市・県民税

の申告期間がはじまります

平成 22 年分所得税の確定申告および平成 23 年度市・県民税の申告についての申告会場を設けます。

上野税務署・伊賀県税事務所・伊賀市が合同で申告会場を設けています。お早めに申告していただきますようお願いいたします。合同申告会場は昨年と同様、『ゆめドームうえの』です。

※「上野税務署」「伊賀県税事務所」「市役所」は、申告会場ではありませんのでご注意ください。

所得税、市・県民税合同申告会場

- ◇開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)
※土・日曜日を除く。
- ◇開設時間 午前9時～午後5時
※会場の混雑状況によっては、終了時間前に受付を締め切ることがあります。
- ◇申告会場 ゆめドームうえの第2競技場
- ◇その他 申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。また、本庁舎・各支所・各地区市民センター（上野支所管内）と「ゆめドームうえの」間の無料送迎バスを運行します。詳しくは広報いが市2月1日号に掲載します。



《税理士による無料相談》
【とき】 2月16日(水)～21日(月)
午前9時30分～午後4時
【ところ】
ゆめドームうえの（会場内）

市・県民税申告会場

開催日	会場	
2月 9日(水)・10日(木)	大山田農村環境改善センター 多目的ホール	※いずれも受付時間は午前9時30分～正午・午後1時～4時（ただし、会場の混雑状況によって、終了時間前に受付を締め切ることがあります。）
2月16日(水)・17日(木)	青山福祉センター 教養娯楽室2	
2月23日(水)・24日(木)	あやま文化センター 会議・工作室	
3月 2日(水)・ 3日(木)	いがまち保健福祉センター 研修室	
3月 9日(水)・10日(木)	島ヶ原支所 2階 会議室	

※会場はかなりの混雑が予想されます。なるべく合同申告会場の「ゆめドームうえの」をご利用いただきますようお願いいたします。また、阿山地区の会場は今年から変更になっていますのでご注意ください。

■あなたは市・県民税の申告が必要ですか？

平成23年1月1日現在伊賀市に	住んでいる人	平成22年中に所得があった人	所得が	給与支払報告書が勤務先から提出済みの人	申告不要
			給与のみの人	給与支払報告書が勤務先から未提出の人	申告必要
				給与を2カ所以上から受けた人	申告必要
			所得が	公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	申告不要
			公的年金のみの人	上記の人のうち社会保険料控除などを受ける人	申告必要
				公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	申告必要
			営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人	申告必要	
			医療費控除などを受けようとする人	申告必要	
		平成22年中に所得がなかった人		伊賀市在住のどなたかに扶養されていた人	申告不要
				伊賀市在住のどなたにも扶養されていなかった人	申告必要
	伊賀市に事務所・事業所・家屋敷を有する人		申告必要		
	住んでいない人				

※市・県民税の申告が必要な人には、1月下旬に市・県民税申告書を送付します。

※平成22年分の所得税の確定申告書を提出される人は、市・県民税の申告書を提出する必要はありません。

■平成 22 年分所得税の主な改正事項

1. 寄附金控除の改正

寄附金控除について、適用下限額が2,000円（改正前：5,000円）に引き下げられました。

2. 政党等寄附金特別控除の改正

平成 26 年 12 月 31 日までに支出した寄附金に係る政党等寄附金特別控除について、税額控除の計算の対象となる政党などに対する寄附金の適用下限額が2,000円（改正前：5,000円）に引き下げられました。

※いずれの改正についても個人住民税の改正はありません。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます！

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額などを入力すると税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

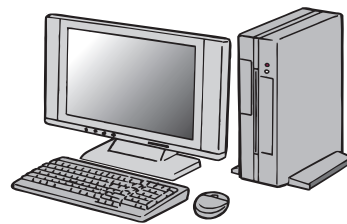


便利！

< e-Tax >
インターネットで送信！

作成が終わったら

< 書面提出 >
申告書などのデータを印刷して
添付書類と一緒に郵送など



e-Tax を利用して所得税の申告をすると…

①最高 5,000 円の税額控除を受けることができます。

本人の電子署名および電子証明書を付して、e-Tax で申告期限内に申告する場合は、最高 5,000 円の税額控除が受けられます。

※平成 19 年分から平成 22 年分の間でいずれか 1 回です。

②添付書類の提出または提示を省略できます。

源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで、書類の提出または提示を省略できます。

※確定申告期限から 3 年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。

③還付金を早く受け取ることができます。

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しますので、還付までの期間が 3 週間程度短縮されます。



※ e-Tax を利用するには、開始届を税務署に提出するほか、インターネット環境に接続されたパソコン、電子証明書（住民基本台帳カードなど）、ICカードリーダーライターなどが必要です。

★確定申告書用紙の送付について

昨年の確定申告で、e-Tax を利用して申告された人や、申告会場でパソコンによる電子申告をされた人、国税庁のホームページで申告書を作成し書面で提出された人については、電子申告の推進およびペーパーレス化の促進のため、確定申告書用紙が送付されませんので、ご了承ください。

なお、申告書の送付の有無にかかわらず、確定申告が必要となる人は、お早めに申告していただきますようお願いいたします。

申告はお早めに

申告書の送付先・問い合わせ

○所得税の確定申告

上野税務署

☎ 21-0950 〒 518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町 1680 番地

※確定申告に関するお問い合わせ専用窓口「確定申告テレフォンセンター」が、1月4日(火)～3月15日(火)開設されます。上野税務署(☎ 21-0950)にかけて、番号『0』を選択してください。

○市・県民税の申告

伊賀市企画総務部課税課市民税係

☎ 22-9613 〒 518-8501 伊賀市上野丸之内 116 番地

